

# 定款

一般財団法人みんなの家力財団

平成30年9月1日作成

# 一般財団法人みんなの力財団定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人みんなの家力財団と称する。

2 英語表記を「1000Home of Children of God Foundation(略称H.C.G.F)」とする。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 この法人は、地球人に対して、愛に関する事業を行い、世界中に1000のみんなの家（本来の自分に還る場所）をつくることで、愛和の精神を広げ、地球全体の意識磁場を上げることに寄与することを目的とする。(=八紘為宇)

### (事業)

第4条 世界に1000のみんなの家（本来の自分に還る場所）を創っていく事業

2. 愛和の精神（本来の自分）で行われている活動者たちをつなげる事業（インターネットでの情報共有や告知の助け合い=みんなの家）
3. 愛和の精神（本来の自分）を感じ、学ぶイベントの開催事業（愛和の会、合宿、巡礼等）
4. 本来の自分を生きる子どもたちを育む教育事業
5. 日本人としての誇りや精神性を取り戻す活動（愛和の会、イベント、合宿、巡礼など）
6. 愛和の精神を広げる場づくりをするための知識や技術を学ぶ場の提供など教育事業
7. 心を育む場の提供事業（みんなの家、コンサート、瞑想会、セラピーやセッション、巡礼等）

8. 健全な身体を育む場の提供事業（セミナー、バイオ水やナノミストサウナなどの体験）
  9. 聖域を作り、整え、繋いでいく事業
  10. 本人の素晴らしさや命の尊さを感じる活動事業（バースカフェ、ギフトシェア理念）
  11. 天災被災者被災地に対する支援活動
  12. 国際協力や国と国の親睦を深め、繋ぐ事業
  13. シングルマザー、高齢者、身寄りのない子どもたち、人種差別などを支援する事業
  14. これからの地球を担う子どもたちの精神と身体の健康を推進する事業
  15. 住み良い地域づくりを支援する活動
  16. 自然環境を守る活動
  17. 自然エネルギーの推進を行う活動
  18. 上記の事業に関連する講演、執筆、物品販売及びオンラインサロン等の事業
  19. その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行う。

#### **（事業年度）**

第5条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

## **第2章 財産及び会計**

#### **（財産の拠出及びその価額）**

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 木村里恵

拠出財産及びその額 現金 100万円

設立者 内田力

拠出財産及びその額 現金 100万円

設立者 木村剛士

拠出財産及びその額 現金 100万円

## **(財産の種別)**

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項第1号から第17号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規定による。

## **(基本財産の維持及び処分)**

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

## **(財産の管理・運用)**

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

## **(事業計画及び収支予算)**

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## **(事業報告及び決算)**

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

#### **（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）**

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

#### **（会計原則等）**

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規定による。

### **第3章 評議員及び評議員会**

#### **第1節 評議員**

##### **（評議員）**

第14条 この法人に評議員3名以上を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

## (選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

### **（権限）**

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を有する。

### **（任期）**

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

### **（報酬等）**

第18条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、評議員会出席の都度、日当を支給することができる他特別な職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した報酬額を支給することができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により定める。

## **第2節 評議員会**

### **（構成及び権限）**

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### **(種類及び開催)**

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

#### **(招集権者)**

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### **(招集の通知)**



第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### **(議長)**

第 23 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

#### **(定足数)**

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### **(決議)**

第 25 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 法人法 189 条 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### **(決議の省略)**

第 26 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### **(報告の省略)**

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は前項の議事録に記名・押印する。

## (評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第 4 章 役員及び理事会

### 第 1 節 役員

#### (役員)

第 30 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

#### (選任等)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要がときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはいかに違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

### (任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

### (解任)

第 35 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (報酬等)

第 36 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

### (取引の制限)

第 37 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 50 条に定める理事会運営規則によるものとする。

## 第2節 理事会

### (設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

### (権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第41条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

#### **(議長)**

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### **(定足数)**

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### **(決議)**

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

#### **(決議の省略)**

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### **(報告の省略)**

第46条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法197条において準用する同法91条2項の規定による報告については、この限りでない。

#### **(議事録)**

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印又は電子署名しなければならない。

#### **(理事会規則)**

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定め

る理事会規則による。

## 第5章 定款変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的、事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

### (合併等)

第50条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第51条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分等)

第53条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 事務局

### (設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 評議員、理事、監事及び会計監査人の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書及び会計監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第7章 公告及び個人情報情報の保護

### (公告方法)

第56条 当法人の公告方法は、電子公告による方法とする。



ただし、事故その他の事由で電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

### (個人情報保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第 8 章 附 則

### (設立時評議員)

第 58 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 内田力、木村剛士、山崎大

### (設立時役員)

第 59 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 木村里恵、木村一弥、龍見亮太

設立時代表理事 木村里恵

設立時監事 林真市

### (最初の事業年度)

第 60 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 31 年 8 月 31 日までとする。

### (設立者の氏名及び住所)

第 61 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

長野市大字上ケ屋 2 4 7 1 番地 2 1 6 1

設立者 木村里恵

新潟県三条市南新保 3 番 1 1 号

設立者 内田力

長野市大字上ケ屋 2 4 7 1 番地 2 1 6 1

設立者 木村剛士

### (法令の準拠)

第 62 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般財団法人みんなの力財団設立のため、設立者の定款作成代理人である  
ながの司法書士法人 社員松本陽は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名  
をする。

平成 30 年 9 月 1 日

長野市大字上ヶ屋 2 4 7 1 番地 2 1 6 1

設 立 者 木 村 里 恵

新潟県三条市南新保 3 番 1 1 号

設 立 者 内 田 力

長野市大字上ヶ屋 2 4 7 1 番地 2 1 6 1

設 立 者 木 村 剛 士

上記設立者 3 名の定款作成代理人

長野市大字鶴賀田町 2 1 4 4 番地 4

ながの司法書士法人

社員 松本 陽